



令和8年4月1日から 自転車の違反に青キップ導入



自転車に対する交通反則通告制度の適用 (青切符による取締りを行う反則金制度)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる青切符)が交付され、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科されない制度です。

取締りの対象年齢は16歳以上

検挙対象の違反(一部)

 信号無視 反則金6,000円	 一時不停止 反則金5,000円	 携帯電話の使用等(携帯) 反則金12,000円
-----------------------	------------------------	--------------------------------



警察官の指導や警告を受けた場合には
すみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通通事故に繋がるような悪質・危険な違反行為は、取締の対象となります。